

宮ヶ瀬湖周辺施設（宮ヶ瀬やまなみセンター・宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地・宮ヶ瀬湖カヌー場）の指定管理者候補（案）について

指定管理者候補（案）	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
------------	-------------------

1 宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会評価結果

(1) 評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 （愛甲郡清川村）	40	25	18	83

(2) 評価の概要

<p><公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「サービスの向上」について 施設の設置の趣旨をよく理解した提案がなされている点を評価する。 複数の市町村にまたがるエリアにおける連携事業は難しいと思うが、DMO法人としての事業も含めて、地域の中核として役割を果たしている。 ○ 「経費の節減」について 正確かつ適正に積算されている。（選外事由には当たらず、重大な誤りもない。） ○ 「団体の業務遂行能力」について 直近3か年の決算書からすると、良好な経営状況と言える。
--

2 宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会評価結果に対する政策局意見

評価結果について

同意する ・ 同意しない

〈意見理由〉

宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。

公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の提案は、外部評価委員会の評価どおり、「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」、「利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金」、「財政的な能力」の項目について高く評価できる。

公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を指定管理者候補としたい。

外部評価委員会評価点の詳細について

施設名 宮ヶ瀬湖周辺施設（宮ヶ瀬やまなみセンター・宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地・宮ヶ瀬湖カヌー場）

大項目	小項目	評価の視点	評価点		特記事項
			配点	公益財団法人 宮ヶ瀬ダム 周辺振興財団	
サービスの向上	◎指定管理者としての基本姿勢及び委託の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じての総合的な運営方針、考え方 ○宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ることへの取組方針 ○将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 （注）委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	5	4	
	◎施設の特性を踏まえた維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○やまなみセンター（別館含む）、集団施設地区及び鳥居原園地、カヌー場にかかる清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等の維持管理業務及び自然公園施設の植物管理等についての実施方針 ○3施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方 	5	4	
	◎個々の施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組 ○現状分析・課題把握	<ul style="list-style-type: none"> ○やまなみセンター（別館含む）について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた、企画・取組 ○宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特性を踏まえた企画・取組 ○カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○現状の分析や課題の把握 	20	16	
	◎一体的に運営することにより可能となる利用促進のための企画・取組	○3施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組			
	○広報、PR活動 ◎接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 ○利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用 			

大項目	小項目	評価の視点	評価点		特記事項
			配点	公益財団法人 宮ヶ瀬ダム 周辺振興財団	
Ⅰ サービスの向上		<p>するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手話言語条例への対応 ○利用料金の設定、減免の考え方 			
	◎事故防止等安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（利用者に外国人や障害者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む） ○水難事故等の緊急事態発生時の県及び地元自治体等との連携についての考え方 ○急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等 	10	8	
	◎地域や地元市町村、関係機関等との連携及び協力	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の特性を踏まえた地域の人材の活用、地域関係団体・地元市町村との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 ○他の宮ヶ瀬湖周辺施設との連携・交流 ○集客促進や地域の活性化につながる企画や取組 ○施設づくりに対する地域住民の参加の考え方 	10	8	
Ⅱ 管理経費の節減等	○節減努力等	<p>「提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 $\times 25$</p> <p>提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）</p>	25	25	
Ⅲ 団体の業務遂行能力	○人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間の短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 	5	3	
	○財政的な能力	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	4	

大項目	小項目	評価の視点	評価点		特記事項
			配点	公益財団法人 宮ヶ瀬ダム 周辺振興財団	
Ⅲ 団体の 業務遂 行能力	○コンプライアンス	○指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	5	3	
	○社会貢献	○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）やESD（持続可能な開発のための環境教育推進）への取組			
	○事故・不祥事への対応	○申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5	4	
	○個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況			
	○実績	○指定管理施設及び類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	4	
合 計			100	83	